

## 介護支援専門員実務研修における実習の受入れについて

介護支援専門員研修制度が見直され、平成 28 年度から介護支援専門員実務研修において、「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」を居宅介護支援事業所等で行うこととされました。

また、居宅介護支援事業所の特定事業所加算について、平成 27 年度報酬改定により「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習等に協力または協力体制を確保していること」が加わり、平成 28 年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日（平成 28 年 11 月 22 日）から適用されています。

### 《 実習内容等 》

| 項 目      | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象事業所    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定事業所加算が算定されている居宅介護支援事業所</li> <li>・ 主任介護支援専門員が配置されている居宅介護支援事業所（特定事業所加算が算定されていない事業所）</li> </ul>                                                                                                                                 |
| 実習内容     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見学実習とし、実習協力者宅への訪問を行い、以下の項目について、一連のケアマネジメントプロセスの実習を行います。</li> <li>なお、実施の順番は問いません。</li> <li>①利用者への居宅訪問</li> <li>②アセスメント実施</li> <li>③居宅介護サービス計画作成</li> <li>④サービス担当者会議の準備・同席</li> <li>⑤モニタリング実施</li> <li>⑥給付管理業務 等</li> </ul>      |
| 実習時期等    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 8 年 2 月～3 月頃（予定）</li> <li>・ 期間は 3 日間以上（3 日間連続でなくても可）</li> </ul> <p>※3 日間というのは決められた日数ではありません。実習内容で示した各項目を指導することが重要であり、日数・時間数は区切らず 3 日間より少なくても多くても可能です。ただし、合計実習時間数は 18 時間（休憩時間を除く）以上とします。また、連続するかどうかは各事業所の実情に応じて対応してください。</p> |
| 実習生の数    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2～5 人程度</li> </ul>                                                                                                                                                                                                             |
| 実習先の選定方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実習生に実習受入協力事業所の一覧を配付し、実習生がその中から実習先を選定し、実習生が各事業所（実習受入協力事業所）に連絡してマッチングを行います。</li> </ul>                                                                                                                                           |
| 実習指導者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県に実習指導者として登録されている主任介護支援専門員</li> </ul> <p>※実際に指導を行った主任介護支援専門員は、主任介護支援専門員更新研修の受講要件に該当</p>                                                                                                                                        |
| 実習指導者研修会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録事業所を対象に指導内容等に関する説明会を実施予定</li> </ul> <p>※登録を行った事業所は必ず受講してください。</p>                                                                                                                                                            |
| 実習経費     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実習受入に伴い発生する経費（通信費等）は事業所にて負担願います。</li> </ul>                                                                                                                                                                                    |

## 実習受入協力事業所の登録について

平成28年11月22日以降、特定事業所加算を取得する要件として、介護支援専門員実務研修における実習について、実習生の受入協力体制を確保することが必要となっています。

つきましては、特定事業所加算を取得される事業所は、以下のとおり登録申請をお願いします。

### 登録申請について

実習生の受入協力体制が整った後に、下記申請書を埼玉県福祉部高齢者福祉課へ提出してください。

＜注＞実習受入協力事業所は、十分な経験と指導実績のある主任介護支援専門員が在籍し、多様な要介護高齢者（利用者）を担当しているといった要件を満たす必要があります。

特定事業所加算を取得する場合は、加算等の算定を開始する月の前月15日までに、埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録要綱に定める「埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書（様式第1号）」を埼玉県あてに提出してください。

なお、「埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承認通知書」の送付までに約1か月はかかりますので、特定事業所加算取得のために申請書のコピーを必ず取っておいてください。

また、「埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承認通知書」は、大切に保管してください。（承認通知番号については、変更登録申請と実習関連手続きの際に必要です）

＜例＞ 算定開始日が7月1日の場合、提出期限は6月15日

特定事業所加算を取得していない居宅介護支援事業所も登録の対象としています。

### 登録事項変更申請について

変更後、速やかに、介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録要綱に定める「埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所変更登録申請書（様式第3号）」と既に県から交付してある「埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承認通知書（様式第2号）」の原本を埼玉県あてに提出してください。

※登録をしていない主任介護支援専門員が指導者となった場合、実習が無効になりますので、変更があった場合は必ず変更申請を提出してください。

## 取下げ申請について

「埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取下届（様式第5号）」を埼玉県あてに提出してください。

### 問い合わせ先

（土日祝日を除く 8 時 3 0 分～ 1 7 時 1 5 分）

埼玉県 福祉部 高齢者福祉課 介護人材担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話： 0 4 8 - 8 3 0 - 3 2 3 2

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net/keamane-zisyu.html>